

産業構造審議会 活動報告書

平成24年8月27日

目 次

産業構造審議会活動の概要

現在の組織	5
開催状況	5
答申・報告書等	5
組織図	6

I 組織の変更

地域経済産業分科会	9
産業技術分科会	10
知的財産政策部会	11
化学・バイオ部会	12
新産業構造部会	13

II 答申・報告書等

地域経済産業分科会	17
貿易経済協力分科会	19
産業技術分科会	20
車両競技分科会	25
伝統的工芸品産業分科会	26
商品先物取引分科会	27
通商政策部会	29
環境部会	33
環境部会、化学バイオ部会	37
流通部会	38
新産業構造部会	40

産業構造審議会活動の概要

現在の組織

産業構造審議会は、現在、１０の分科会、１１の部会、それらの下の４７の小委員会等、３４のWG等によって構成されており、我が国の経済産業に関わる諸問題について、調査審議を行っている。

直近の一年間では、１の部会、１の小委員会、３のWGが新設された。

これらの新設組織の設立趣旨・審議予定等については、次章で詳しく紹介しているが、いずれの組織も、我が国経済の変化と、それにより生じる新たな課題への対応について、活発な審議を行っている。

開催状況

直近の一年間で、総会１回、分科会／部会２９回、小委員会６５回、WG等１９回、総計１１４回開催されており、開催状況・議事要旨について、随時、経済産業省のホームページにおいて、広く公開されている。

答申・報告書等

直近の一年間に３２件の答申・報告書等の取りまとめがなされており、その概要は経済産業省のホームページにおいても公開されている。これらは、今後の経済産業政策の運営に広く反映されていくものと位置づけられている。

図 産業構造審議会の組織(平成24年8月27日現在)

産業構造審議会		
地域経済産業分科会	工場立地法検討小委員会	
	工業用水道政策小委員会	
貿易経済協力分科会	経済協力小委員会	
	安全保障貿易管理小委員会	制度改正WG
	特殊貿易措置小委員会	
	国際商取引関連企業行動小委員会	
	貿易保険小委員会	
	インフラ・システム輸出部会	
産業技術分科会	基本問題小委員会	
	知的基盤整備特別委員会	
	評価小委員会	太陽光発電研究開発追跡評価WG
		健康安心イノベーションプログラム追跡評価WG
	産学連携推進小委員会	
	研究開発小委員会	
航空機宇宙産業分科会	航空機委員会	小型旅客機開発事業推進専門委員会
	宇宙産業委員会	宇宙産業化WG
車両競技分科会	車両競技活性化小委員会	JKA補助事業及び交付金還付事業のあり方検討WG
	競輪事業のあり方検討小委員会	
繊維産業分科会	基本政策小委員会	自立事業審査・検討WG
伝統的工芸品産業分科会	指定小委員会	
情報経済分科会	情報セキュリティ基本問題委員会	
	ルール整備小委員会	
	情報サービス・ソフトウェア小委員会	人材育成WG
商品先物取引分科会	海外商品先物取引小委員会	
割賦販売分科会	基本問題小委員会	
知的財産政策部会	特許制度小委員会	審査基準専門委員会
		特許権の存続期間の延長制度検討WG
	技術情報の保護等の在り方に関する小委員会	営業秘密の管理に関するWG
	商標制度小委員会	商標審査基準WG
	流通・流動化小委員会	
	意匠制度小委員会	意匠審査基準WG
	弁理士制度小委員会	
	技術的制限手段に係る規制の在り方に関する小委員会	
産業金融部会	産業発展・経済成長に寄与する金融の在り方に関する小委員会	
通商政策部会	不正貿易政策・措置調査小委員会	
環境部会	地球環境小委員会	市場メカニズム専門委員会
		将来枠組み検討専門委員会
		鉄鋼WG
		自動車・自動車部品・自動車車体WG
		電子・電機・産業機械等WG
		化学・非鉄金属WG
		製紙・板硝子・セメント等WG
		資源・エネルギーWG
		流通・サービスWG
		政策手法WG
		政策手法WG検討タスクフォース
	廃棄物・リサイクル小委員会	基本政策WG
		自動車リサイクルWG
		容器包装リサイクルWG
		電気・電子機器リサイクルWG
		使用済み自動車判別ガイドラインWG
		プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会
	産業と環境小委員会	
	自主行動計画評価・検証制度小委員会	
化学・バイオ部会	化学物質政策基本問題小委員会	化学物質管理制度検討WG
	リスク管理小委員会	
	組換えDNA技術小委員会	
	微生物開放系利用技術小委員会	
	個人遺伝情報保護小委員会	
	地球温暖化防止対策小委員会	自主行動計画フォローアップWG
	化学物質管理企画小委員会	化学物質管理・審査制度検討WG
流通部会	専門調査会	
消費経済部会	製品安全小委員会	
	特定商取引小委員会	
	基本問題小委員会	
環境部会、化学・バイオ部会	産業と環境小委員会、化学・バイオ部会リスク管理小委員会	産業環境リスク対策合同WG
産業競争力部会		
基本政策部会		
新産業構造部会		
総会		

I 組織の変更

地域経済産業分科会

「工業用水道政策小委員会」(平成24年2月設立)

小委員長：小泉 明 (首都大学東京 都市環境学部 特任教授)

設立趣旨

我が国の工業用水道は、高度成長期に顕著となった地下水の汲上による地盤沈下等を防止するための代替水供給として、また、均衡ある国土開発及び工業の再配置等の一翼を担う産業インフラとしてその整備が推進されてきたが、施設の多くは40～50年経過し、老朽化による大規模な漏水事故が急増(平成17年度以降37件)している。

また、東日本大震災では、老朽化もあり甚大な施設破損(総額67億円)が発生し、今後の災害に備え施設の耐震化や支援体制の検討が急務となっている。

しかしながら、今後50年間の更新・耐震化工事費は、物価高、施工環境悪化、高機能化等により、約4,300億円の財源不足額が発生すると経済産業省では試算しており、工業用水道事業体が健全経営を維持しつつ、財源不足を確保するには、現行の料金制度の見直しを検討する必要がある。また、主な料金徴収方法である責任水量制は、使用量によらず料金が課され、節水努力も報われないためユーザー企業からは見直しを強く要望されている。

一方、現行の施設建設の補助制度は、施設整備ニーズの変化を踏まえ、地域活性化に真に資する企業立地や耐震化等の加速化といった新たな政策ニーズに応える補助制度に変えていく必要がある。

これらを含め、今後の工業用水道政策を広く議論し方向性を示すため、地域経済産業分科会の下に工業用水道政策小委員会を設置する。

議論すべき課題

- (1) 資産維持費の導入等を含む料金算定要領の改正
- (2) 責任水量制の整理
- (3) 新しい補助制度創設
- (4) 施設更新・耐震化指針、アセットマネジメント指針の策定
- (5) 災害時における全国相互応援体制の構築

審議スケジュール

第1回 平成24年2月8日 工業用水道事業の課題等について等

第2回 平成24年3月28日 工業用水道政策に関するアンケート結果等

第3回 平成24年4月24日 工業用水道政策小委員会報告書(案)について

産業技術分科会

「健康安心イノベーションプログラム追跡評価WG」（平成24年1月設立）

座長：菊池 純一（青山学院大学教授）

設立趣旨

追跡評価（※）を評価小委員会で審議するにあたり、詳細な情報収集や分析等を行うこと。

（※）追跡評価は、実施した研究開発プロジェクトが産業・社会に及ぼした効果やインパクトについて明らかにするとともに、今後実施されるプロジェクトの企画立案、運営方法、フォローアップ体制等の改善に資するため、プロジェクト終了後数年が経過した後に行う評価。

検討事項

平成10年度から平成17年度までに実施された健康安心イノベーションプログラムに関する追跡評価

審議スケジュール

第1回 平成24年2月3日 追跡調査結果の報告

第2回 平成24年3月13日 追跡評価報告書（案）の審議

知的財産政策部会

「商標審査基準WG」（平成24年2月設立）

座長：小塚 莊一郎（学習院大学法学部教授）

設立趣旨

近年各国間で活発になっている自由貿易交渉や、インターネットをはじめとした情報伝達手段の急速な進展により、商標を巡る動向も目まぐるしく変化している。具体的には、模倣品をはじめとした商標権の侵害が多様化、複雑化しており、商標制度が果たすべき役割が一層増加している。このような状況の中、我が国におけるビジネスリスクを低減させるためには、商標審査の安定性、予見性を高めることにより、商標制度の信頼性を向上させるとともに、これらの商標制度を取り巻く状況の変化に速やかに対応することが不可欠である。

こうした観点を踏まえ、産業構造審議会知的財産政策部会第25回商標制度小委員会（平成24年2月開催）において、商標の審査基準については、商標を取り巻く状況や取引の実情に即したタイムリーな対応が求められるとともに、その検討にあたっては法律の専門家や商取引の実情に詳しい産業界の実務者のレベルでの詳細な検討が必要であることから、商標審査基準を審議する場として、商標制度小委員会の下にWGを設立することが適当とされた。

そこで、「商標審査基準WG」を設置し、商標審査基準の策定及び改訂に関する検討を行うこととする。

検討事項

- （１）審査基準の在り方について
- （２）審査基準の改訂について

審議スケジュール

第1回 平成24年5月25日 国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱について
新しいタイプの商標の海外主要国における実態について

第2回 平成24年9月下旬 国内外の周知な地名からなる商標登録出願の取扱についてのパブリックコメントの報告等

化学・バイオ部会

「自主行動計画フォローアップWG」（平成24年7月設立）

座長：中井 武（東京工業大学名誉教授）（予定）

※中井委員は、従来の小委員会での検討実施時の小委員長

設立趣旨

産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会では、京都議定書の対象物質である代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF6）分野の排出抑制対策の検討及び産業界の自主行動計画の評価検証を行ってきた。

今般、エネルギー・環境会議等における政府全体の温暖化対策目標の検討等を踏まえ、今後の主な排出源である冷凍空調機器の冷媒対策を中心に排出抑制対策の検討を行う必要が生じたことから、フロン回収・破壊法の共管である環境省の中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会との合同会合による集中的な審議をすることとなった

そのためには、小委員会の構成を産業界の自主行動計画の評価・検証から冷媒対策を中心とした排出抑制対策の検討に重点を置いたものとする必要があることから、本年5月28日に開催した第2回の合同会合において、小委員会の委員構成を見直したところ。

他方で、京都議定書等に基づく産業界の自主的な対策の継続も重要な課題であり、引き続き、従来の小委員会の委員を中心とした産業界の自主行動計画の評価・検証を実施する必要があることから、地球温暖化防止対策小委員会の下に「自主行動計画フォローアップWG」を設置し、これまで実施されてきた自主行動計画の評価・検証に関する検討を継続して行う。

検討事項

代替フロン等3ガス分野の排出削減に関する産業界の自主行動計画の評価・検証等に関する検討。

審議スケジュール

平成24年秋から冬 第1回開催（予定）

新産業構造部会

(平成23年10月設立)

部会長：伊藤 元重（東京大学大学院経済学研究科教授）

設立趣旨

近年の日本経済は、少子高齢化で潜在成長率が低下する中で、縮小の連鎖が継続する「やせ我慢」の経済。高度成長期以来の「企業戦略・産業構造」と「就業構造」が行き詰まりを迎えていることが原因であり、打開するためには、「成長のための成長」ではなく「豊かさを実感できる成長」へ、経済産業政策を転換することが必要。

そこで、今後の経済産業構造と就業構造の在り方を議論し、経済産業政策の方針である「経済社会ビジョン」について検討を行う。

検討事項

- (1) 国内の潜在需要を掘り起こす新産業分野の在り方
- (2) グローバル需要を取り込む為替変動に強い高付加価値分野の在り方
- (3) 価値創造経済の実現に向けた人材・雇用政策の方向性 等

審議スケジュール

- 第1回 平成23年10月21日 新たな経済産業構造と成長戦略の検討について
- 第2回 平成23年11月9日 国内の潜在需要を掘り起こす新産業分野の創出に向けて
- 第3回 平成23年11月15日 グローバル需要の取り込みに向けて
産業構造の転換を円滑化する横断的施策の在り方
- 第4回 平成23年11月29日 中間整理（案）について
- 第5回 平成24年2月23日 価値創造経済の実現に向けた人材・雇用政策の方向性
- 第6回 平成24年4月23日 報告書 骨子（案）について
- 第7回 平成24年5月31日 報告書（案）について

Ⅱ 答申・報告書等

地域経済産業分科会

「『工場立地に関する準則の一部改正』について」（答申）

地域経済産業分科会（平成24年1月、6月）

答申の概要

太陽光発電施設を設置する際に適用される敷地に対して設置が可能な面積の割合の上限を、50%から75%へ引き上げる「工場立地に関する準則の一部改正」について、適切なものであるとして了承した。（平成24年1月）

工場立地法施行令の一部改正（平成24年6月1日施行）により、太陽光発電施設を工場立地法の規制対象から除外したことに伴い、敷地に対して設置が可能な面積の割合の上限を撤廃するなどした「工場立地に関する準則の一部改正」について、適切なものであるとして了承した。（平成24年6月）

「今後の低廉かつ安定的な工業用水供給の実現のために」（報告書）

工業用水道政策小委員会（平成24年6月）

報告書の概要

地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会は、引き続き低廉かつ安定的な工業用水供給の実現を目指し、今後の工業用水道政策の方向性を示すため、平成24年2月に設置され、以降3回の議論を重ね、6月に以下のとおり報告を取りまとめた。

（1）基本的な対応について

工業用水道は「産業の血液」と称されるほど製造業等にとって必要不可欠であり、今後の工業用水の持続的かつ安定的な事業の運営のためにも、工業用水道事業者及びユーザー企業は、必要な情報を十分共有し双方が合意して、双方の負担が最小となる施設更新・耐震化計画や資金計画を策定し、実施することが必要である。国は、事業者とユーザー企業が協議し合意できるよう、必要な環境整備を行うべきである。

（2）検討課題への対応について

上記の基本的な考え方にに基づき、以下の検討課題について、具体的な対応が必要。

①国の対応

- ・資産維持費の導入等を含む料金算定要領の改正
更新・耐震化費用の財源として、料金に資産維持費を含むことを選択肢として与える。
- ・更新・耐震化指針及びアセットマネジメント指針の策定
更新規模や更新順位に係る工業用水道事業者及びユーザー企業の共通認識を醸成するため、工業用水道事業としての「施設更新・耐震対策指針」及び「アセットマネジメント指針」を策定。
- ・新しい補助制度の創設
産業立地加速化及び工業用水道施設耐震化等加速化といった政策目的を達成するための新しい補助制度を検討。
- ・大規模災害時における全国相互応援体制の構築
資機材の融通に資するデータベースの構築を含めた、全国的な工業用水道事業に関する応援体制を早急に構築し、全事業者及び応援体制参加者へ周知徹底を図る。

②事業者とユーザー企業の対応

- ・今後の適正な事業のための双方による情報共有
- ・実給水量に応じた料金制度への移行について可能な限りの検討
- ・国の諸施策を活用した、双方にとって負担が最小のものと合意できる施設更新・耐震化計画、資金計画、料金制度の協議・合意

貿易経済協力分科会

「日本企業のインフラ・システム輸出に係る競争力強化策」（中間取りまとめ）

インフラ・システム輸出部会（平成24年6月）

中間取りまとめの概要

産業構造審議会貿易経済協力分科会インフラ・システム輸出部会は、我が国のインフラ・システム輸出の現状と課題について分析・検討を行い、それらを踏まえて我が国企業の競争力強化策について審議し、中間とりまとめを行った。

（１）国際連携の促進によるコスト競争力の強化

価格競争力を向上させるため、海外生産拠点の活用や現地企業を含む外国企業との連携を促進する。

（２）受注競争力の強化

価格競争に巻き込まれないための技術開発支援を行うとともに、現地事情に精通した民間専門家の活用など、受注に向けた現地での公的支援を強化する。

（３）日本のインフラ・システムの優位性の適切な理解促進

- ・情報提供、実証、人材交流等を通して、日本の優位性が評価される環境を醸成する。
- ・長期的な運用・保守コスト等、トータルコストで見た場合の我が国インフラ・システムの優位性につき明確化する。

（４）面的開発支援

一件ごとの受注競争ではなく、包括的な案件受注を実現するため、上流段階における面的開発への構想段階からの関与を行うべく、必要な制度を整備する。

（５）ファイナンス支援の強化

受注拡大のため、多様なファイナンスメニューを用意し、さらなる支援強化を行う。

産業技術分科会

「知的基盤整備特別委員会 中間報告ー知的基盤整備・利用促進プログラムー」（中間報告）

知的基盤整備特別委員会（平成24年8月）

中間報告の概要

産業構造審議会産業技術分科会及び日本工業標準調査会の合同会議である知的基盤整備特別委員会では、第4期科学技術基本計画において新たな知的基盤整備計画の策定が求められたことを踏まえ、今後の新たな知的基盤戦略、方向性及び具体的な施策について検討を行い、下記の報告を取りまとめた。

（1）多様なニーズを踏まえた知的基盤整備の実施（選択と集中）

- ①ユーザーニーズを抽出し、整備・利用促進方針に反映する柔軟かつ持続可能な仕組み作りを構築し、運用（PDCA サイクルの推進）。
- ②民間機関との協働により、知的基盤を弾力的かつ迅速に整備する仕組みを構築。

（2）知的基盤の利用促進方策の推進

- ①ユーザーの関心を高めるため、「知的基盤の活用事例集」を幅広く、集中的に PR。
- ②「METI 知的基盤ポータルサイト」を構築し、ユーザーの利便性を確保。
- ③現在、バラバラに提供されている知的基盤の情報・データについて、ユーザーが一元的に利用できる Web 環境を提供する「ものづくり基盤プラットフォーム」を構築。

（3）知的基盤の各整備分野における整備・利用促進方策の推進

- ①計量標準
 - ・迅速な計量標準の提供等計量標準供給体制の整備
 - ・環境分析用標準物質の量・質の拡大（規制対応）
 - ・計量標準統合データベースの構築
 - ・総合的な整備（標準物質・測定装置・測定方法・データベース等）
- ②微生物遺伝資源
 - ・微生物リスク評価の基盤整備に本格的に着手
 - ・独立行政法人製品評価技術基盤機構とライフサイエンスデータベース統合事業（NBDC）との分散統合管理データベース
 - ・イノベーション・インフラとして、機能情報の提供
- ③地質情報
 - ・基準ボーリングの実施、情報の一元化による地質情報の整備強化
 - ・各自治体等に分散、散逸しているボーリングデータの一元的集約
 - ・わかりやすく使いやすい地質情報データベースの整備

(4) 各分野共通の知的基盤情報・データの利活用促進

①情報技術への対応

- ・高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）の電子行政オープンデータ戦略等に基づく知的基盤情報・データの２次利用の促進
- ・「METI 知的基盤ポータルサイト」、「ものづくり基盤プラットフォーム」の構築・提供（再掲）

②実際のビジネスに活用されるような、公共データ（知的基盤情報・データ）のオープン化に際してのルール作り等を検討

「研究開発事業に関する評価報告書」（報告書）

評価小委員会（平成24年1月～8月（14回））

報告書の概要

平成13年4月の第1回の開催から、経済産業省技術評価指針に基づき研究開発事業の評価を行い、評価結果を評価報告書としてとりまとめている。

直近の評価小委員会（第41回～第54回）では、3件の「技術に関する施策評価」、3件の「技術に関する事業評価（プロジェクト評価）」、2件の「研究開発制度評価」、1件の「追跡評価」及び42件（予定も含む）の「事前評価」を実施し、評価報告書としてとりまとめた。

「未来開拓研究等に係る評価のあり方について」（提言）

評価小委員会（平成24年7月）

提言の概要

「新たな国家プロジェクトの創設について（提言）」（平成23年8月産業構造審議会・産業技術分科会・研究開発小委員会）を踏まえ、経済産業省として未来開拓研究制度を創設することとなったが、その評価の在り方に関し提言をとりまとめた。

（1）プログラム化について

未来開拓研究は実用化まで長期間を要し、リスクが高い研究開発を対象としており、そのリスクを事業開始前に可能な限り把握し、制度や体制として作り込んで（プログラム化）おくことが必要。

なお、未来開拓研究だけでなく、その他の研究開発に対してもプログラム化することが必要である。

（2）進捗状況等調査について

未来開拓研究の研究内容は、世界にも通じる課題に挑戦するものであることから、全世界的な規模での競争に晒される可能性が高い。

従って、一旦研究開発を開始した後でも、常に世界的な市場動向や技術動向等を把握し、状況の変化に応じてプロジェクトの目標や実施体制等を柔軟に見直す仕組み（進捗状況等調査）を導入することが必要。

（3）ユーザーの巻き込みについて

経済産業省は、評価小委員会に対して、事前評価のタイミングで未来開拓研究にユーザー企業が参加する体制が検討されているかどうか、また、中間評価のタイミングで、上述の体制が機能しているかどうかを報告することが必要。

「産業構造審議会産業技術分科会研究開発小委員会の報告書について」（報告書）

研究開発小委員会（平成24年4月）

報告書の概要

産業技術分科会研究開発小委員会（委員長：橋本 和仁 東京大学大学院工学系研究科教授）では、イノベーションで新たな成長を目指す方策を検討し、①新たな国家プロジェクト制度の創設、②研究開発成果の社会への還元の徹底、③研究開発成果の事業化促進の強化の3つのテーマについて政策提言を示した。特に重要なものは、以下の3点である。

- （1）エネルギー・環境制約など、我が国が直面する危機をイノベーションで解決し、新たな成長に繋げるため、「未来開拓研究」を創設。未来を切り拓くリスクの高い研究開発を対象に、技術のみならず事業においても世界で勝てる体制（ドリームチーム）による戦略的なプロジェクトを、文部科学省等との緊密な連携の下、省庁縦割りを排除して実施。
- （2）大学の産学連携活動の評価指標を策定し、評価・実績に基づいた資源配分を実現。
- （3）民間の目利きの活用や海外展開支援、研究開発税制の活用などにより、「研究開発型ベンチャー」を支援。

車両競技分科会

「競輪及びオートレースに係る制度改革について」（提言）

車両競技分科会（平成24年1月）

提言の概要

近年の競輪等の売上額の継続的な減少及びそれによる施行者の収支の悪化や平成22年5月の競輪に関する事業仕分けの指摘を踏まえ、今後とも競輪等の事業を持続可能なものにしていくとの観点から、交付金制度の改革を行うとともに、競輪等の事業運営に係る規制を大幅に見直すことにより施行者の事業運営の自主性及び自由度を高めるなど、競輪等の事業運営及び経営の改善に資するための制度改革を行うことについて提言した。

（1）交付金制度の改革

①特定交付金還付制度の廃止

現行の特定交付金還付制度を廃止するとともに、施行者が競輪振興法人又は小型自動車競走振興法人に納付する交付金の率について所要の引下げを行う。

②赤字施行者が1号・2号交付金を実質的に負担しない制度の導入

施行者は、売上ベースで交付金（1号・2号・3号）を交付し、決算後、当該事業年度の赤字（交付金交付後の営業活動収支ベースでの赤字）が確定した場合、当該事業年度に交付した1号・2号交付金の合計額を上限として、当該事業年度の赤字相当額について交付金の還付を受けることができることとする。

③交付金猶予特例制度の廃止

「赤字施行者が1号・2号交付金を実質的に負担しない制度の創設」に伴い、現行の交付金猶予特例制度（事業収支改善計画を策定し、経済産業大臣の同意を得て、1号・2号交付金の交付が最長5年間猶予される制度）は廃止する。ただし、現に交付金猶予特例制度の適用を受けている施行者については、所要の経過措置を講ずる。

（2）事業規制の大幅な見直し

①的中者に対する払戻率の範囲拡大（75%から70%への下限率引下げ）

勝者投票及び勝車投票の的中者に対する払戻率の下限を現行の75%から70%に引き下げ、施行者の自主的判断により払戻率を設定できる範囲を拡大する。

②開催回数、開催日程等の規制の廃止

「一競輪場・一オートレース場当たりの年間開催回数」、「一施行者当たりの年間開催回数」等に関する国の規制を廃止し、施行者の自主的判断により年間開催回数等を決められやすくする。

（3）円滑な事業運営のための環境整備

競輪等の事業全体のガバナンス機能を強化し、関係者における事業運営の基本的事項に関する意思決定の円滑化と迅速化を図るため、所要の環境整備を行う。

伝統的工芸品産業分科会

「伝統的工芸品の指定及び指定内容の変更に係る答申について」(答申)

指定小委員会（平成24年5月）

答申の概要

「知花花織」を伝統的工芸品に指定する旨及び「江戸切子」の伝統的工芸品の指定内容の変更について審議したところ、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に規定されている以下の指定要件を満たしているため、了承された。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであること。

※伝統的工芸品の指定内容の変更についても、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の規定に基づき、上記要件を準用する。

商品先物取引分科会

「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」(答申)

商品先物取引分科会 (平成24年8月)

答申の概要

産業構造審議会商品先物取引分科会では、平成24年2月に農林水産大臣及び経済産業大臣から「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度の在り方いかん。」との諮問がなされたことを受け、審議を行い、平成24年8月に「産業構造審議会商品先物取引分科会報告書」を下記のように取りまとめ、答申した。

(1) 総合的な取引所の実現のための制度のあり方

総合的な取引所の実現に向けては、これまでの法改正を踏まえつつ、当面、証券・金融と商品(コメ等の特定の商品を除く。)を一体として取り扱う総合的な取引所(商品取引所が金融商品取引所と合併・事業譲渡により統合した場合等)に対する規制・監督を一元化するとともに、相互連携を確保するため、以下のような仕組みを考えるべきである。

①取引所が統合する場合の新しい仕組みのあり方

- ・証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所については、金融商品取引法に基づき、金融庁に監督を一元化。
- ・国民生活に影響を及ぼすような商品価格の急激な乱高下等の場合の緊急時対応、上記取引所への商品の上場審査など、物資所管省庁の役割を維持。

②事業者規制の統一

- ・商品先物取引業者については、金融商品取引法上の金融商品取引業者として登録。ただし、商品のみを扱う場合は、必要な特例を設ける。
- ・自己取引のみを行う当業者等については、上記取引所の参加者として位置づけ(金融商品取引業者としての政府への登録等は不要)。

③清算機関及び保護基金の扱い

- ・基本的に、金融商品取引法上の清算機関・保護基金として措置。
- ・総合的な取引所での商品取引については、現行の商品先物の清算機関が引き続き清算業務を行いうるようにする。
- ・当分の間の措置として、既に委託者保護基金に加入している商品先物取引業者については、投資者保護基金への加入を免除するなどの特例を設ける。

※上記の検討結果を踏まえた「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が平成24年3月9日に閣議決定され、国会に提出済。

(2) 商品先物市場の活性化・健全な発展の方策について

我が国の商品先物市場は累次の委託者保護の強化を通じて、苦情・相談件数は、大幅に減少している。一方で、商品先物市場の出来高は平成15年以降7年連続で減少してきており、商品先物市場の活性化・健全な発展の方策を講ずることが急務となっている。具体的には、下記のように、委託者保護に適切に取り組むとともに、商品取引所のサービスの向上や多様な取引参加者の拡大等により市場の活性化を図るべきである。

① 商品取引の活性化

- ・ 商品取引所のサービスの向上
- ・ 取引所経営の高度化・効率化等
- ・ クリアリング機能（清算機能）の強化

② 多様な取引参加者の拡大

- ・ 取引参加者の拡大（当業者、海外事業者、証券・金融市場など）
- ・ 利便性・信頼性の向上
- ・ 商品先物市場の正しい理解の拡大

③ 商品先物市場の国際化への対応

- ・ 海外市場との連携
- ・ 市場監視の充実
- ・ 店頭取引の拡大

④ 勧誘規制の扱いについて

- ・ 不招請勧誘の禁止
- ・ 勧誘規制のあり方

通商政策部会

「新興国市場開拓に関する課題と対応（中間整理） ～新興国の市場創造に向けて～」（中間とりまとめ）

通商政策部会（平成24年7月）

中間とりまとめの概要

産業構造審議会通商政策部会では、平成24年2月より、我が国企業の新興国市場開拓に関する課題、政府による支援の在り方等について検討を行い、平成24年7月、具体的な支援の方向性等について、下記の通り、中間とりまとめを行った。

（1）新興国市場をめぐる変化

新興国では、2010～2020年の10年間に、

①中間層・富裕層が、13.4億人増加

②都市人口が、26%（6.7億人）増加（世界全体の増加の約92%）

大都市に集まる中間層は、経済成長、需要拡大のエンジンとなる可能性が高い。

（2）事業会社から見た新興国（注目すべき国のイメージ）

企業がリスクとポテンシャルを感じる「フロンティア国」において、政府が先行的に市場開拓のための取り組みを進めていくことが重要。本中間整理では、各国の市場規模や高品質な製品・サービスへの需要等を考慮の上、事業会社から見た有望な新興国を検討し、32カ国を選出した。（注目すべき国については、随時見直しが必要）。

（3）新興国市場開拓に向けた施策の考え方

新興国市場開拓に向け、官民一体での働きかけにより、我が国企業の強みを活かせる「市場創造」を目指すことが必要。その際は下記4つの点に留意。

①海外展開企業を拡大する（中堅・中小企業、サービス業等）

②非価格競争力を高める（クールジャパン、省エネ基準導入等）

③市場参入の障害を取り除く（EPA、成長拠点開発、現地政府への働きかけ等）

④利益還流を高める（投資協定、送金規制の除去のための協議等）

企業の海外展開が国内の空洞化につながらないよう、産業構造審議会新産業構造部会で取りまとめられた「経済社会ビジョン」で示された施策等と密接に連携し、内外一体となった政策を推進することが重要。

（4）取り組むべき具体的施策

保護主義を抑止し、新興国での市場開拓を後押しするため、以下の3分野を重点に施策を進める。

①高いレベルの経済連携の推進

- ・TPP（交渉参加に向けた関係国との協議中）、日EU・EPA（スコーピング作業を実施）、日中韓FTA（年内交渉開始につき一致）、RCEP（年内交渉開始に向けて

関係国と検討)等。

②WTOに基づく自由貿易体制の維持・強化

- ・WTOの下で新興国を巻き込んだ貿易自由化の推進（I T A等）
- ・WTO紛争解決手続きの活用（中国のレアアース輸出規制等）

③市場開拓・海外展開に向けた支援

- ・ビジネス環境改善に向けた支援（ハイレベル政策対話の推進、成長拠点開発プロジェクトの推進、市場情報・ノウハウの提供、中央・地方政府への働きかけ、利益還流の促進等）
- ・人材・資金面での支援（グローバル人材・現地産業人材の育成・確保、企業の資金調達の円滑化等）
- ・波及効果が大きい重点分野での市場開拓・海外展開支援（クールジャパンの推進、中小企業、サービス・流通業、医療サービス・機器等の海外展開支援、低炭素技術・製品等の市場開拓等）

「2012年版不公正貿易報告書」(報告書)

不公正貿易政策・措置調査小委員会 (平成24年6月)

報告書の概要

本報告書は、世界貿易機関(WTO)協定をはじめとする国際ルールに照らして、我が国の主要貿易相手国・地域が採用している貿易政策・措置の問題点を明らかにし、撤廃や改善を促すことを主たる目的としている。本報告書は、大きく分けて3部から構成され、巻末に資料編として、WTOドーハ開発アジェンダ(DDA)の動向やWTO加盟交渉の現状についての紹介、さらに個別のWTO紛争案件についての解説を掲載している。

(1) 第一部

第一部においては、16ヶ国・地域の計146件の貿易政策や措置を取り上げ、問題点の改善に向けての政府の取組や最近の動向についてまとめている。本年は、新規案件として8件(昨年は9件)の政策・措置を掲載し、強制規格や安全規制など国内政策としてとられる措置が増加傾向にあることを指摘している。2012年版の新規掲載案件は以下のとおり。

① 中国

- ・日本製感光紙に対するアンチ・ダンピング調査
- ・高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング調査

② マレーシア

- ・著作権侵害DVDの流通

③ 米国

- ・外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

④ ブラジル

- ・工業製品税の引上げ
- ・特許・ノウハウ等のライセンス等への規制

⑤ インド

- ・太陽光関連機器に関するローカル・コンテンツ要求

⑥ メキシコ

- ・エネルギー表示規制

(2) 第二部

第二部においては、第一部であげた問題点の指摘の根拠となるWTO協定と主要ケースに関する解説を行っている。本年版では特集コラムとして、「公正な競争を目指す国有企業に関するルール」、「海外投資収益の還流と新興国等における課税問題」、「ローカル・コンテンツ要求の具体的事例」、「東日本大震災後の輸出と日本政府の対応」、「中国のWTO加盟10年－WTO紛争解決手続と中国の対応－」を盛り込んでいる。

(3) 第三部

第三部においては、WTO協定を補完する新たな国際ルールとして、今後紛争処理のベースともなる経済連携協定及び投資協定について、体系的な解説を行っている。具体的には、我が国企業の投資・経営判断の一助とするため、投資協定に基づく投資家（私人）対国家の国際仲裁について主要ケースを紹介している。加えて、企業等が外国政府の問題措置について、日本政府への申し入れを行う際の参考とするため、経済連携協定で設置が認められているビジネス環境整備委員会その他、各国政府との会合も紹介している。

環境部会

「2010年度自主行動計画 評価・検証結果及び今後の課題等（報告書）」

「2011年度自主行動計画 評価・検証結果及び今後の課題等（報告書）」

地球環境小委員会（平成23年12月）

※中央環境審議会地球環境部会自主行動計画フォローアップ専門委員会との合同会議

報告書の概要

京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）において、自主行動計画については、自主行動計画の評価・検証制度として、関係審議会等による定期的なフォローアップを行うものと位置づけられている。これを踏まえ、本委員会では、各WGでの審議結果について報告を受けるとともに、「2010年度自主行動計画の評価・検証の結果及び今後の課題等」及び「2011年度自主行動計画の評価・検証の結果及び今後の課題等」を整理し、下記の報告を取りまとめた（※）。

（※）2010年度は、3月末に小委員会を開催予定だったが、震災の影響で開催できなかった。そのため、2011年度の小委員会において、2カ年分の報告書を取りまとめた。

（1）2010年度及び2011年度評価・検証の結果

① 基本的視点

京都議定書目標達成計画に基づく対策により、京都議定書削減約束を達成できるとされていることから、2010年度及び2011年度の評価・検証においては、個々の業種の自主行動計画の目標達成の蓋然性向上が重要。

② 目標達成状況

2010年度は、経済産業省所管の41業種中、目標達成は30業種。また、2011年度は、41業種中、29業種だった。ただし、現段階では目標未達成の業種についても、未達幅に対する今後の対策効果の割合が示されており、各業種が自主行動計画に掲げた取組を着実に進めれば、最終的にはおおむね目標達成が可能であると判断された。

こうした中で、京都メカニズムクレジット等の償却について、電気事業者連合会及び特定規模電気事業者からそれぞれ報告があった（※）。電気事業者による京都メカニズムクレジット等の償却は、自らの目標達成の蓋然性の向上に加え、電力排出係数の改善によって、その他の業種の目標達成及びその蓋然性の向上に影響を与えるものである。

（※）これまでの京都メカニズムクレジット償却量

【電気事業者連合会】 1. 73億t-CO₂

【特定規模電気事業者】 46万t-CO₂

（2）今後の課題等

引き続き、目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上を図るとともに、現時点で目標を達成している業種についても、削減努力を継続するべきである。

産業構造審議会における自主行動計画の評価・検証は開始から10年以上が経過し、また、2008年度から2012年度としている目標期間も半ばを過ぎたことを踏まえ、政府においては、これまでの自主行動計画に基づく取組の実績を総括的に評価するべきである。

東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故による全国の原子力発電所の稼働停止が続いている現下の状況を鑑みると、今後の電力排出係数は悪化することが見込まれている。

各業種においては、このような状況下においても、引き続き目標を達成することを基本としつつ、電力排出係数を固定した場合における排出量の推移の評価等により、自主的な削減努力による効果を適切に把握することが重要。

また、政府においては、こうした状況下での各業種における削減努力の適切な評価方法を検討するべきである。

「中間とりまとめ（案）」

廃棄物・リサイクル小委員会（平成24年7月）

中間とりまとめ（案）の概要

産業構造審議会廃棄物・リサイクル小委員会では、平成24年11月より、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会 使用済製品中の有用金属の再生利用に関するWGとの合同会合を開催し、レアメタルを含む主要製品全般（自動車、大型家電、超硬工具、パソコン、二次電池等）を横断的に対象として、レアメタルのリサイクルにかかる課題と対応策の検討を行ってきた。近い将来にレアメタルを含む使用済製品の排出が本格化することを見据え、リサイクルを通じたレアメタル確保を着実に進めるために我が国が取り組むべき対応策について、下記の間とりまとめ（案）を提示した。

（1）検討の背景と目的

レアメタルのリサイクルの現状を見ると、経済的なリサイクル技術が開発途上であること、レアメタルを含む使用済製品の排出が本格化する時期がもう少し先であること等の課題が存在し、現時点では取組は進んでいない。他方、次世代自動車や高機能家電等の需要の増加により、今後、レアメタルを含む使用済製品の排出量は大幅に増加することが見込まれる。これを見据え、今の段階から上記課題への対応策を講じることにより、リサイクルによる資源確保を着実に進めていくことが必要である。

（2）レアメタルのリサイクルを取り巻く状況

リサイクルを重点的に検討すべき5鉱種を選定し、需給動向や自給率、排出の見通し等の詳細について分析。

（3）レアメタルのリサイクルに係る基本的な考え方

レアメタルリサイクルを経済的に成り立たせるための条件整備として、規模の経済の観点からできるだけ多くの回収量を確保することと、リサイクルの効率性を向上させることという観点から対策を講じることが必要不可欠。レアメタルを含む使用済製品の排出が本格化してくる2010年代後半までの間を「条件整備集中期間」と位置付け、国主導の下に産学とも連携しつつ条件整備に向けた方策を集中的に講じることとする。

（4）当面の具体的な対応策

- ①使用済製品の回収量の確保
 - ・現行回収スキーム等の強化
 - ・新たな回収スキームの構築

- ・違法回収や不適正な輸出の取締強化等の海外流出の防止
- ・消費者等への情報提供

②リサイクルの効率性の向上

- ・技術開発の推進
- ・レアメタルの含有情報の共有
- ・易解体設計の推進等

③事業者によるレアメタルリサイクルへの先行的取組の推進

- ・資源循環実証事業の実施
- ・対策の進捗状況等のフォローアップの実施

(5) 中長期的な目標

「(4) 当面の具体的な対応策」に示した対応策を条件整備集中期間に講じることにより、2010年代後半には、使用済製品の回収量の増加や、リサイクルの効率性の向上、資源循環実証事業等の取組による効果を得て、レアメタルのリサイクルが経済的に成り立つ状況を目指す。

環境部会、化学・バイオ部会

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制に係る自主行動計画の平成22年度実績（報告）及びVOC排出抑制に関する今後の取組について（提言）

産業環境リスク対策合同WG（平成24年3月）

報告等の概要

産業界における自主行動計画に基づく揮発性有機化合物（VOC）の平成22年度排出削減率は、平成12年度比で56%となり、目標削減率の30%を大幅に上回った。また、VOC排出抑制に関する今後の取組については、新たな排出削減目標を設定しないが、排出状況のフォローアップを行うこととなった。詳細は以下のとおり。

（1）産業界における自主行動計画に基づくVOC排出削減の取組結果

平成16年5月に大気汚染防止法が改正され、法規制と産業界における自主的取組を適切に組み合わせたVOC排出抑制制度が平成18年4月から施行された。また、VOCの排出削減目標は平成22年度の排出量を平成12年度比で3割程度減少させることとされた。

このWGにおいては、平成17年に「事業者等による揮発性有機化合物（VOC）の自主的取組促進のための指針」を策定し、その後毎年度、自主的取組参加団体等による自主行動計画に基づくVOC排出削減の取組についての評価を行ってきた。自主的取組参加団体等は平成22年時点で43団体、参加企業は約9300社である。平成22年度における自主的取組参加団体等の全国排出量は約23万トン、削減量は約29万トンであった。また、削減率は平成12年度比で約56%となり、目標削減率である30%を大幅に上回る結果となった。この結果は取組主体である産業界の努力によるところが大きい。

（2）VOC排出抑制に関する今後の取組

自主的取組参加団体等による今後の取組内容については、以下のとおりとすることが適切とされた。

①削減目標等について

削減のための新たな数値目標は設定しない。引き続き、法規制と自主的取組を組み合わせた現在のVOC排出抑制制度を継続する。

②排出状況のフォローアップについて

業界団体毎の自主行動計画及び実績報告の枠組みを活用し、平成23年度以降の排出状況についても、本WGにおいてフォローアップを行っていく。

流通部会

「新たなライフラインとして生活と文化を支え、地域に根付き、海外に伸びる流通業」（報告書）

流通部会（平成24年8月）

報告書の概要

産業構造審議会流通部会では、東日本大震災における物資流通の混乱、人口減少や消費者ニーズの変化等の流通業を巡る市場環境・事業環境の変化、成長するアジア市場の取り込みを狙った積極的な国際展開等、流通業は様々な課題に直面し、新たな局面を迎えている。このような課題に指針を示し、今後の流通業の在り方を提示するため、（１）災害に強く、円滑な供給を確保できる流通の在り方、（２）強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通の在り方、（３）海外需要を取り込み、我が国の魅力を売り込む流通の在り方、の３点について検討を行った。報告書では、現状認識と政策対応の方向性を中心に下記のように報告をとりまとめた。

（１）災害に強く、円滑な供給を確保できる流通の在り方

①事業継続計画（BCP）の策定及び適宜見直し

②自治体との連携

災害時支援協定の締結促進、災害時における民間事業者の活用等。

③物資情報を把握するデジタル・インフラの整備

④家庭内備蓄の支援

（２）強くしなやかで、豊かさと安心をもたらす流通の在り方

①製・配・販の枠を超えてサプライチェーン全体で取り組む効率化

「製・配・販連携協議会」における対策の具体化、実施等（返品削減、配送の最適化、デジタル・インフラ等）

②地域社会との調和

買い物弱者対策、小売店舗の多機能化等による地域への貢献、大型店の地域商業との共生等

③流通の安全・安心

製品安全における流通業者の関与、クレジットカード等の決済を可能とする環境の整備及びセキュリティ対策の強化等

（３）海外需要を取り込み、我が国の魅力を売り込む流通の在り方

①国際展開の現状と意義

旺盛な海外需要を取り込む成長機会の獲得、クールジャパン戦略や地域資源などの日本製品・文化等の国際発信、進んだ流通システムの展開による現地への貢献

②国際化の課題と対応

- ・ 制度面での課題 → 政府間対話、E P Aやマルチの政府間交渉の活用
- ・ 人材面での課題 → 内外人材の育成のための研修制度の整備
- ・ 物流面での課題 → 物流資材の標準化

新産業構造部会

「成熟と多様性を力に―価格競争から価値創造経済へ―」（報告書）

新産業構造部会（平成24年6月）

報告書の概要

近年の日本経済は、少子高齢化で潜在成長率が低下する中で、縮小の連鎖が継続する「やせ我慢」の経済。高度成長期以来の「企業戦略・産業構造」と「就業構造」が行き詰まりを迎えていることが原因であり、打開するためには、「成長のための成長」ではなく「豊かさを実感できる成長」へ、経済産業政策を転換することが必要。

このような背景の下、産業構造審議会新産業構造部会では、今後の経済産業政策の方針として、「経済社会ビジョン（「成熟」と「多様性」を力に―価格競争から価値創造経済へ―）」を取りまとめた。経済社会ビジョンは「経済成長ビジョン」と「人を活かす社会ビジョン」、価値創造社会への転換を実現する間の時間軸調整からなる。

（１）経済成長ビジョン

- ①企業戦略の転換（価格競争から価値創造）
- ②グローバル展開（海外の成長の果実の国内への取り込み）
- ③新産業の創出と産業構造の転換（多様な稼ぎ頭による「八ヶ岳」構造）

（２）人を活かす社会ビジョン

- ①多様性によるイノベーションの創出（ダイバーシティ・マネジメント）
- ②価値創造をリードする人材が育つ環境作り（イノベーション人材、グローバル人材）
- ③円滑な労働移動（「学び直し」支援等による多様な人材の能力最大限発揮）

（３）価値創造社会への転換を実現する間の時間軸調整

- ①緊急的な円高・空洞化対策
- ②世界水準の投資、事業環境の整備

